

◎該当する項目がない場合の抹消方法  
 横線でも斜線でも構いません。  
 抹消する検査項目が連続する場合は、まとめて斜線で消しても構いません。  
 取消線は「番号」欄から「担当検査者番号」欄まで引いて下さい。

本結果表と合わせ、「ブレーキパッドの状況に関する写真」を「別添1様式」にて添付して下さい。  
 又、ブレーキパッド以外で、要是正又は要重点点検と判定した検査事項(既存不適格を除く)がある場合は、当該部分の写真を「別添2様式」にて添付して下さい。

検査者を特定できる番号、或いは記号(1、2、又は A、B等)を記入して下さい。検査者が1名の場合は記入は不要です。

該当しない回路及び電圧区分を取消線で抹消して下さい。

製造者が指定する基準がある場合は「イ」で判定し、製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない事情により検査者が設定する基準値により判定した場合は「ロ」に記入して下さい。  
 複数のブレーキを持つエスカレーターについては、製造者が「イ」の基準を定めている場合、パッドの残存厚みが最も小さいブレーキについて判定して下さい。  
 製造者が「イ」の基準を定めていない場合、すべてのブレーキについて、前回検査時からの摩耗量より判定して下さい。

要重点点検の判定は、「-」線が引かれていない項目のみ判定して下さい。

ランディングプレート相互又はランディングプレートと床面の継ぎ目に10mmを超える段差がある場合は「要是正」と判定して下さい。

くし歯が欠損した箇所において階段とのかみ合いが無くなるので、くし歯が1本でも欠けている場合は「要是正」と判定して下さい。

ハンドレール端部の亀裂が表面から内面まで達し、その長さが端部から20mmを超える場合は利用者の手指が挟まる程度の状況ですので「要是正」と判定して下さい。

内側板とその他機器との間の局所的な隙間が10mmを超える場合は、利用者の身体や衣服が挟まる程度の状況ですので、「要是正」と判定して下さい。

階段変形等により階段相互の局所隙間が5mmを超える場合、又は階段変形等により階段とスカートガードの局所隙間が5mmを超える場合は、「要是正」と判定して下さい。

既存不適格は「-」線が引かれていない項目のみ判定の対象です。

別記第五号 (A4)

エスカレーター 検査結果表  
 (第1第1項第5号に規定する昇降機)

当該検査に関与した検査者	代表となる検査者	氏名	検査者番号
	その他の検査者		

番号	検査項目	検査結果				昇降機番号	担当検査者番号
		指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格		
<b>1 機械室</b>							
(1)	機械室内の状況		-	-			
(2)	制御器	開閉器及び遮断器		-	-		
(3)		接触器、継電器及び運転制御用基板		-	-		
(4)		ヒューズ		-	-		
(5)		絶縁 電動機の回路 (300V以下・300V超)	MΩ		-	-	
		制御器等の回路の300Vを超える回路	MΩ		-	-	
(6)	制御器等の回路の150Vを超え300V以下の回路	MΩ		-	-		
	制御器等の回路の150V以下の回路	MΩ		-	-		
(7)	電動機		-	-			
(8)	ブレーキ	パッドの厚さ イ. 製造者が指定する 要重点点検となる基準値 ( mm) 要是正となる基準値 ( mm) ロ. やむを得ない事情により、点検者が設定する 要重点点検となる基準値 ( mm) 要是正となる基準値 ( mm)	mm		-		
		非常停止時の階段停止距離測定 ( $V^2/9 \leq \text{階段停止距離} \leq 600\text{mm}$ )	mm		-		
(9)	減速機	$V = \text{定格速度}$		-	-		
(10)	駆動鎖			-	-		
(11)	階段反転装置			-	-		
<b>2 乗降口</b>							
(1)	ランディングプレート			-	-		
(2)	くし板			-	-		
(3)	くし板及び階段のかみ合い			-	-		
(4)	インレットガード			-	-		
(5)	昇降起動スイッチ			-	-		
(6)	警報及び運転休止スイッチ			-	-		
(7)	速度 定格速度 ( m/min)	報告書二面と同じ	上昇 下降	m/min m/min			
<b>3 中間部</b>							
(1)	ハンドレール駆動装置			-	-		
(2)	ハンドレール			-	-		
(3)	内側板			-	-		
(4)	階段			-	-		
(5)	階段レール又はローラー			-	-		
(6)	階段相互のすき間		mm		-		
(7)	スカートガード			-	-		
<b>4 安全装置</b>							
(1)	インレットスイッチ			-	-		
(2)	非常停止ボタン			-	-		
(3)	スカートガードスイッチ			-	-		

建築物等の名称: \_\_\_\_\_ 号機 \_\_\_\_\_ 登録番号 \_\_\_\_\_

建築物等の名称、号機、協議会番号を全ページの下段に記入して下さい。

スカートガード継ぎ目部にスカートガード板厚を超える段差がある場合、スカートガード変形等による階段とスカートガードの局所隙間が5mmを超える場合は、「要是正」と判定して下さい。

上水平部において最も大きい階段相互のすき間を測定し、5.0mmを超えていれば「要是正」、4.75mm(5.00×0.95)を超えていれば「要重点点検」と判定して下さい。

番号	検査項目	検査結果				担当検査者番号
		指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	
(4)	踏段鎖安全スイッチ又はベルト安全スイッチ				—	
(5)	踏段浮上り検出装置				—	
(6)	駆動鎖切断時停止装置				—	
(7)	ハンドレール停止検出装置		—		—	
<b>5</b>	<b>安全対策</b>					
(1)	交差部固定保護板		—		—	
(2)	転落防止柵、進入防止用仕切板及び誘導柵		—		—	
(3)	落下物防止網		—		—	
(4)	踏段上直部の障害物		—		—	
(5)	交差部可動警告板		—		—	
(6)	踏段面注意標識		—		—	
(7)	登り防止用仕切板		—		—	
(8)	防火区画を形成するシャッター又は戸との連動停止装置		—		—	
<b>6</b>	<b>その他</b>					
(1)	車いす搬送用踏段					
<b>7</b>	<b>上記以外の検査項目</b>					
<b>特記事項</b>						
番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月	

5(2)、5(3)、5(4)、5(5)、5(7)は、設置されている場合は判定が必要な検査項目であり、法で設置を義務付けているものではありません。  
 ・未設置の場合は当該項目欄を取消線で抹消して下さい。ただし、事故の予防のため設置が望ましい場合は、当該項目欄は取消線で抹消し、「特記事項」欄に内容を記載し、設置を指導して下さい。  
 ・設置されていて破損等何らの不備がある場合は、「要是正」と判定し、特記事項欄に必要事項を記載して下さい。  
 5(6)についても踏段面注意標識が付加されている場合は判定して下さい。

シャッター又は戸との連動装置の要否については判断する必要はありません。シャッター又は戸との連動装置が設置されている場合は判定して下さい。

該当する項目がない場合の取消線は「番号」欄から「担当検査者番号」欄まで引いて下さい。

「検査項目」「検査事項」は、告示第283号の別表の(イ)検査項目(ロ)検査事項を記入して下さい。

「特記事項」欄は、検査の結果、要是正、既存不適格又は要重点点検の指摘があった場合は全て記入して下さい。その他、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合にも、該当する検査項目の番号、検査項目及び検査事項を記入して下さい。  
 「指摘の具体的内容等」欄、「改善策の具体的内容等」欄には、その要点を30文字程度で明瞭簡潔に記入して下さい。  
 改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を( )書きで記入して下さい。

建築物等の名称： \_\_\_\_\_ 号機 \_\_\_\_\_ 登録番号 \_\_\_\_\_

建築物等の名称、号機、協議会番号を全ページの下段に記入して下さい。